

狩猟者の皆様へ

猟銃による狩猟の目的で、国有林に入林される場合は、下記のことについて守っていただき、絶対に事故が起きないようにご協力をお願いします。

記

- 1 千葉森林管理事務所が管理する国有林内で狩猟する場合は、入林の手続きを行ってください。
(入林届の様式は関東森林管理局ホームページ「申請・お問い合わせ」にあります。)
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/nyurin/syuryo.html>
〒263-0034
千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20 千葉森林管理事務所 事務管理官(管理)
TEL：050-3160-6025 FAX：043-242-4658
※ 入林届に対しては、当所から受理した旨を通知する文書を発送します。多少時間が掛かる場合がありますので、ご了承ください。
※ なお、資料の送付は申請者の負担となっています。入林届とともに返信用の切手140円分を郵送または持参してください。(猟友会等入林届を一括して郵送又は持参していただける場合に関しては一度に郵送する際に掛かる代金のみをご負担下さい。)
- 2 国有林の所在地は、千葉県鳥獣保護区等位置図に図示されていますので確認してください。
- 3 国有林内では常に作業をしている職員がおりますので、特に以下の表示がある場所には絶対に立ち入らないようお願いします。
※ 立入禁止区域に通じる林道の途中には『銃猟者立入禁止』の表示を設置してありますので立ち入ることのないようお願いします。
※ 作業班の作業場所周辺には『発砲禁止』の表示を設置してありますので、その付近では発砲しないようお願いします。
- 4 森林管理事務所職員が業務として常に国有林内に入林しておりますので、上記表示のない国有林においても十分注意してください。また、国有林の木材などを買い受けている業者及びサカキ・シキミなどの買い受け者も入林しておりますので、特に注意してください。
- 5 林道は施錠して通行禁止としております。また、山火事防止のため火気に注意してください。
- 6 国有林に入林されて、万一事故が起きましても、当森林管理事務所としては一切の責任を負いませんのであらかじめご承知ください。

平成27年10月
関東森林管理局長
(千葉森林管理事務所)

